

中空知衛生施設組合
人事行政の運営等の状況

令和4年9月

中空知衛生施設組合事務局

中空知衛生施設組合人事行政の運営等の状況

地方公共団体の人事行政運営の公正性及び透明性の確保を図るため、滝川市の条例の準用に関する条例第2条の規定により準用している滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、任命権者及び公平委員会からの報告を公表するものです。

I 任命権者からの報告の概要

1 職員の競争試験及び選考の状況

令和3年度の職員の採用はありませんでした。

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の退職の状況（令和3年度）

令和3年度の職員の退職はありませんでした。

(2) 職員定数管理の状況

○ 部門別職員数の状況（各年4月1日現在） (人)

区 別	職 員 数			対前年増減数	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
一般行政部門	4	4	4	0	0

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務	主事 事務補	主任級主事	主任主事	主査 事務主任	副主幹	事務局次長 主幹	事務局長	
職員数(人)	0	0	0	1	1	1	0	3
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	100
3.4.1 構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	66.6	33.3	0.0	100
2.4.1 構成比	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	100
国家公務員の 標準的な職務	係員	主任係員	係長・ 主任	係長	課長補佐		室長	

※再任用職員を除く。

3 職員の人事評価の状況

人事評価の実施状況（令和3年度）

地方公務員法第23条及び第23条の2では、職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする規定しています。

この法律に基づく滝川市の規程の準用に関する規程第2条の規定により準用する滝川市職員の人事評価及び自己申告に関する規程により、令和3年度は1人を対象に人事評価を実施しました。

4 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度一般会計当初予算）

歳出総額 (A)	人件費（特別職含む） (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
千円 661,314	千円 40,843	% 6.2	% 5.7

(2) 職員の給与費の状況（令和4年度一般会計当初予算）

職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 4	千円 17,019	千円 3,765	千円 6,680	千円 27,464	千円 6,866

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 一般行政職の平均年齢と平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額
中空知衛生施設組合	56.2 歳	349,100 円
国	42.7 歳	323,711 円

(4) 一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分	30年以上35年未満
大学卒	388,100円
高校卒	405,000円

(5) 一般行政職の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	中空知衛生施設組合	国
大 学 卒	182,200円	182,200円
短 大 卒	163,100円	—
高 校 卒	150,600円	150,600円

(6) 主な職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	内 容		
扶養手当	1 子	月額10,000円 ※15歳から22歳の子（特定扶養親族）の場合には、1人につき5,000円が加算される。	
	2 その他の扶養親族	月額 6,500円	
住居手当	1 借家・借間居住者	月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額27,000円まで	
	2 持家居住者	月額8,000円	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者		
	1 交通機関等利用者	運賃等に応じ月額55,000円まで	
	2 交通用具使用者	通勤距離に応じ月額31,600円まで	
特殊勤務手当	火葬業務手当とし、火葬場の業務に従事する職員に対し、月額 5,550円を支給。		
期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月	1.275月分	0.950月分
	12 月	1.275月分	0.950月分
	計	2.550月分	1.900月分
寒冷地手当	11月から翌年3月まで支給		
	1 扶養親族のある世帯主	月額23,360円	
	2 その他世帯主	月額13,060円	
	3 その他	月額8,800円	

※上記の他に時間外勤務、管理職手当などがあります。

(7) 退職手当の状況（令和4年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額に、以下の表に示す支給率を乗じて得た額となります。

区 分		自己都合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	19.6695月分	24.5869月分
	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	

(8) 特別職の給料等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		報 酬 額
議 会	議長	日額6,500円
	副議長	日額6,500円
	議員	日額6,500円
非常勤監査委員		日額6,500円

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められています。

イ 職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。なお、この勤務時間中に午後0時00分から1時間の休憩時間があります。

(2) 一般職の年次有給休暇の使用状況（令和3年度）

労働基準法第39条の諸規定に基づいて与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
160日	50日	4人	12.5日	31.2%

(3) 特別休暇の導入状況

特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

(主な特別休暇と付与日数) (令和3年度)

- ア 結婚休暇 連続する5日の範囲内の期間
- イ 配偶者出産休暇 職員の配偶者が出産する場合 3日の範囲内の期間
- ウ 産前休暇 7週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に、出産の日までの申し出た期間
- エ 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- オ 生後満1年に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間 1日2回それぞれ30分以内の期間
- カ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 1日の範囲内の期間
- キ 夏季休暇 6月から10月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
- ク 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間
- ケ ボランティア休暇 5日の範囲内の期間

(4) 病気休暇の概要

負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるために設けられた有給の休暇です。

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況 (令和3年度)

育児休業は最大で3年間(子が3歳に達する日までの期間)取得可能であり、また、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で取得することが可能です。

なお、休業した期間の給与は減額されます。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	0	0
令和2年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	0	0

イ 育児休業の承認期間 (令和3年度中に新たに取得した職員に限る。)

期 間	6月以下	6月超え1年 以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	計
取得職員数	0	0	0	0	0	0

(6) 介護休暇の取得状況 (令和3年度)

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の期間内で取得することができる無給の休暇です。

令和3年度の取得はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和3年度）

(1) 分限処分の状況

令和3年度に分限処分を受けた職員はいませんでした。

(2) 懲戒処分の状況

令和3年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

7 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務の免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけをすることが禁止されています。当組合でも、同法の規定によって退職管理の適正化を図るように取り組んでいます。

9 職員の研修の状況

職員の研修の実施状況（令和3年度）

組合行政の能率をより一層発揮するためには、職員の能力を開発し、向上させることが極めて重要であり、この具体的措置として職員の研修があります。

当組合では、北海道市町村職員研修センターが主催する市町村職員研修及び各種団体等が行う組合業務に関する研修会等へ職員を参加させるとともに、組合において内部自主研修を行うことにより、職員の能力開発・向上に努めているところですが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止を受け、多くの研修会が中止又は延期となり、令和4年度向け「分別基準適合物の引き渡し」説明会に参加するのみでしたが、オンライン形式での開催等工夫もされてきておりますことから、対応できる様、通信環境を改善する等整備に努めております。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は北海道市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、共同互助会として「北海道市町村職員福祉協会」があり、「貸付事業」、「福利厚生事業」、「生命共済事業」、「医療給付事業」等の事業を行っています。令和3年度の公費補助等総額は12,546円、公費負担率は50.0%、会員数は4人で、1人当たりの公費負担額は3,137円となっています。

※ 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容は、福祉協会のホームページ

<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>に掲載されています。

(2) 職員健康管理の状況（令和3年度）

○ 職員の健康診断の状況

種 別		受診者数
定 期 健 診	30歳以上40歳未満の職員・会計年度任用職員	0
	35歳以上の会計年度任用職員（社会保険加入者）	2
	30歳未満の職員・会計年度任用職員	0
総 合 健 診		4
婦 人 検 診		0

※令和3年度受診率(一般会計) 100.0%

(3) 公務災害補償の状況（令和3年度）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てん（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和3年度に、公務災害又は通勤災害と認定された件数はありませんでした。

II 公平委員会の業務の状況

令和3年度において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査処分及び苦情相談に関する処理はありませんでした。